

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により市長において専決処分する。

令和2年6月22日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	914,564円
事故の概要	令和2年1月17日午前11時50分頃、国道24号市脇三丁目1-13地先交差点（信号機なし）において、一時停止後に当該交差点に南から進入し、国道24号を東に進行するため右折しようとしたところ、右方確認が不十分であったことにより、国道24号を東から西に向けて走行していた相手方車両と衝突し、相手方が負傷し、もって相手方に損害を与えた。